

広島県告示第七百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和六年八月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
興徳積善薬局	尾道市土堂二丁目二番一六号	令和六年三月三十一日
訪問看護ステーションサンひまわり	東広島市西条町土与丸一二四六番地	令和六年三月三十一日
訪問看護ステーションらいむ	東広島市西条上市町六番一二号	令和五年九月三〇日